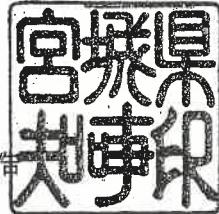




環対第276号
令和2年9月2日

川渡風力発電株式会社 代表取締役 殿

宮城県知事 村井嘉浩



(仮称)六角牧場風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について（通知）
令和2年7月2日付けで送付のありましたことについて、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）」第14条第3項の規定による環境保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

担当

環境生活部 環境対策課
環境影響評価班 鈴木
TEL 022-211-2667
FAX 022-211-2696
E-Mail kantaie@pref.miyagi.lg.jp

（仮称）六角牧場風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する意見

本事業は、栗原市及び大崎市において、最大で総出力 70,000kW 程度（定格出力 3,000～6,000kW 級、風力発電設備最大 24 基）の風力発電施設を設置するものである。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

また、本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）は、「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ（平成 30 年 5 月、宮城県）」における「導入可能性エリア（花山）」を参考とし、設定されている。

一方で、想定区域はほぼ全域が特定植物群落の存在する範囲であるとともに、一部に学術上重要な地形が含まれるほか、天然記念物のガン類の重要な渡りの経路上にあると想定され、さらに、想定区域の周辺には、景観への配慮が必要な鳴子温泉郷など宮城県を代表する観光地が複数存在している。このため、事業の実施に当たっては、事業計画の大幅な見直しを含めた特段の環境配慮が必要である。

これらを踏まえ、本事業計画を更に検討する場合は、環境への重大な影響を回避・低減するため、以下に述べる事項に十分留意した措置を講じること。また、それらの検討経緯及び内容については、方法書以降の図書へ適切に記載すること。

1 全般的事項

（1）対象事業実施区域の設定

イ 本事業の想定区域は、配置等の複数案とみなすことのできる規模となっていない。

このことから、後述する事項も踏まえて、本事業計画を更に検討する場合、風力発電機の基数を見直すなどした上で、想定区域の絞り込みを行うこと。

ロ 想定区域の絞り込みに当たっては、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の位置・規模又は配置・構造（以下「配置等」という。）及び稼働並びに植生改変や人工緑地造成などによる動植物への影響や温室効果ガス排出などを踏まえ、それらの環境負荷の低減に最大限配慮すること。

（2）累積的な影響

本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

（3）事業計画等の見直し

上記のほか、後述の個別的事項、特に動植物に対する影響及び景観に対する影響について、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、事業計画の大幅な見直しを行うこと。

(4) 地域住民等への積極的な情報提供

想定区域周辺の住民、立地する栗原市や大崎市及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供すること。特に、鳴子温泉郷からの眺望景観に与える影響については、適切に調査、予測及び評価した上で、上記に加え、地元観光業界及び来訪者からも十分意見を聴取し、理解を得た上で、事業を進めること。また、これらに関する意見聴取範囲及び手法等を方法書に記載すること。

2 個別的事項

(1) 水環境に対する影響

想定区域は「持続可能な水田農業を支える大崎耕土の伝統的な水管理システム」として世界農業遺産に認定されている1市4町（大崎市、加美郡色麻町、加美町、遠田郡涌谷町、美里町）約3万ヘクタールの農地の重要な水源地付近に位置する。また、想定区域の一部及びその周辺は水道水源特定保全地域（北上川流域）にも指定されている。これらのことから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、水環境への影響を調査及び予測し、重大な影響の有無を評価した上で、方法書を作成すること。

(2) 地形及び地質に対する影響

イ 想定区域内には日本の典型地形（カルデラ及び火碎流台地）に該当する地域が含まれる。この地形は、環境アセスメントに資する等の目的で国土地理院が調査・選定した学術上重要な地形であることを認識した上で、事業実施による影響を調査・予測及び評価し、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、それらの地域及び周辺を想定区域から除外すること。

ロ 土砂流出・崩壊防備保安林を想定区域から除外すること。また、想定区域周辺に存在する砂防指定地の上流域が想定区域に含まれるため、事業実施による改変が周辺の土砂災害を誘発する可能性について、適切に調査、予測及び評価をし、十分な対策を検討すること。重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、それらの地域及び周辺を想定区域から除外すること。

(3) 動物に対する影響

イ 想定区域上に大型の水鳥や小鳥などの渡り鳥の渡りルートが存在する可能性があることから、環境アセスメントデータベースの鳥類センシティビティマップや地元情報等を用いて、渡りルートや飛翔高度等を把握した上で、夜間調査を含む適切な調査手法を設定すること。

ロ 想定区域及びその周辺の牧草地について、イヌワシの採食地及びオオジシギの繁殖地となっている可能性があるため、これら利用実態を明らかにするための適切な調査手法を設定すること。

ハ 想定区域内には、稀少な昆虫が生息している可能性が高いため、適切な調査手法を

設定すること。

ニ 地表性の動物については、適切な調査手法を設定し、生息する種を把握すること。

(4) 植物に対する影響

想定区域のほぼ全域が特定植物群落「六角のススキ群落」の存在する範囲である。当該群落は、宮城県の稀少な植物群落としても選定されており、典型的な草原植生を知る上でも重要な群落とされている。現在の植生が牧草地、樹林等になっている場合でも、草原性の植物及びその種子等が残存している可能性が高く、土地の改変により重大な影響を受けることが想定される。これらのこと踏まえ、事業実施による影響を適切に調査・予測及び評価し、その影響を回避又は十分に低減すること。

(5) 景観に対する影響

イ 想定区域の周辺には、鳴子温泉郷など宮城県を代表する観光地が複数存在し、それら観光地からも風力発電機視認の可能性が高く、重大な影響が強く懸念されるとともに、風力発電機の設置が想定される地形が平坦地であり、影響を回避又は十分に低減できない可能性が極めて高い。

このため、風力発電機の基数及び配置等を検討した上で、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業計画の大幅な見直しを行うこと。

ロ 主要な眺望点について、鳴子温泉、東鳴子温泉、川渡温泉、中山平温泉及び鬼首温泉、鳴子峡や有備館などの名勝・史跡、オニコウベスキ一場や花渕山から鍋倉山までのトレッキングコース等多くの人々が訪れる場所、一般国道47号及び想定区域周辺住宅地、別荘地等、観光客や地元住民の利用頻度が高い場所など大幅に追加、設定すること。また、視野角が1度未満であっても、風車の稼働による誘目性を考慮するなど、複合的視点により眺望点の重要性を検討し、調査、予測及び評価すること。

ハ 大崎市で策定予定の景観計画と十分整合を図ること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域周辺にある東北大学川渡共同セミナーセンター及び東北大学大学院農学研究科附属複合生態フィールド教育研究センター等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について、適切に調査、予測及び評価し、その影響を回避又は十分に低減すること。

(7) 放射線の量による影響

イ 土壌の放射性物質濃度の調査に当たっては、風力発電設備の設置予定箇所及び新設又は拡幅する道路を含む調査地点を設定し、可能な限り表層から検体を採取した上で、測定を行うこと。

ロ 事業の実施に伴う新たなホットスポットの形成や放射性物質の飛散・流出等による水環境、土壤及び農作物等への影響を調査、予測及び評価し、必要に応じて拡散防止措置等を検討すること。